

■提出書類一覧（指定後 30 年経過した生産緑地の買取り申出用）

		留 意 点
生産緑地地区 買取申出書		申請者は生産緑地の所有者です。
添付書類	委任状	所有者以外の方が手続きされる場合は必要です。（要押印）
	案内図	地図（該当地を図示してください。）
	公図	東京法務局府中支局等で入手できます。インターネットで取得したものはお受けできません。
	登記全部事項証明書	東京法務局府中支局等で入手できます。インターネットで取得したものはお受けできません。 地番、地積、所有者、関係権利者等を確認します。
	印鑑登録証明書	発行から 3 か月以内のものを添付してください。 所有者が複数いる場合は全員のものがが必要です。
	関係権利者の同意書	抵当権等の所有権以外の権利者がいる場合、基本的には権利消滅後の申出となりますが、特別な事情がある場合は、 市による「<u>買い取る旨の通知書</u>」の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の書面 を添付してください。
	その他	提出書類は申請内容によって異なります。上記以外の書類が必要な場合もございますので、提出前に必ず市の担当者にご確認ください。

※ 提出書類は全て原本でお願いいたします。登記関係書類はインターネットで取得したものはお受けできません。

※ 押印は全て実印です。

※ 所有者が複数いる場合は、同意書（関係権利者の同意書とは別、様式なし）を作成し、全員の署名・押印をいただいたうえでご提出ください。その場合は、押印者全員の印鑑登録証明書も併せて添付いただきます。

<連絡先>

〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市 都市整備部 都市計画課 都市計画係
電話 0422-29-9701（直通）